

障発 1121 第 1 号  
ニ支障第 406 号  
令和 7 年 11 月 21 日

各 都道府県知事  
指定都市市長  
中核市市長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長  
(公印省略)  
ニ ど も 家 庭 庁 支 援 局 長  
(公印省略)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令及び児童福祉法施行令の一部を改正する政令の公布について（通知）

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」（令和 4 年法律第 104 号）の一部が令和 7 年 12 月 1 日に施行されることに伴い、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令及び児童福祉法施行令の一部を改正する政令」（令和 7 年政令第 387 号）が本日公布されたところです。

本政令の内容は別添 1 及び別添 2 のとおりですので、御了知の上、必要に応じて関係団体、関係機関等に周知願います。

なお、匿名障害福祉等関連情報及び匿名障害児福祉等関連情報の利用等に係る改正事項については、今後、必要な省令及び府令の改正等を行うこととしており、その内容は別途通知する予定です。

別添 1 官報

別添 2 政令の内容